

## 規制に係る事前評価書

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 法令の名称                    | 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案  |
| 政策の名称                    | フロン類の充填を業として行う者の登録制度の導入   |
| 担当部局・評価者                 | 環境省地球環境局地球温暖化対策課長 和田 篤也<br>電話番号:03-5521-8329 E-mail:furon@env.go.jp<br>経済産業省製造産業局化学物質管理課長 三木 健<br>電話番号:03-3501-4724 E-mail:gyoumu-ozone@meti.go.jp  |
| 評価実施時期                   | 平成25年4月5日(分析対象期間:法律施行後5年)   |
| 規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益 |   |
| 目的                       | 第一種特定製品へのフロン類の充填時におけるフロン類の大気中への排出を抑制する。   |
| 内容                       | 第一種特定製品へのフロン類の充填を業として行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならないこととする。なお、充填を業として行う者は、現行法上の第一種フロン類回収業者と同一であることが想定され、第一種フロン類回収業者を、充填及び回収を業として行う第一種フロン類充填回収業とするものである。  |
| 関連条項                     | 第27条～第31条、第33条～第36条、第37条(第2項を除く)、第40条～第49条  |
| 必要性                      | フロン類の充填が不適切に行われた場合、①適正量を超過した量の充填(過充填)が惹起するフロン類の漏えい、②充填時のフロン類の大気中への排出、③充填したフロン類のうち相当量が大気中に漏えいする蓋然性が高い整備不良な状態である機器へ充填することにより、結果として充填したフロン類が機器から漏えいし、大気中へ排出されること等の問題が生じることから、フロン類の大気中への排出を防ぐため、充填を業として行う者について新たに業規制が必要である。 |
| 費用                       |   |
| 遵守費用                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準に適合した充填設備の整備のための費用が発生する。</li> <li>・申請書類の作成費用が発生する。</li> <li>・報告書類の作成費用が発生する。</li> </ul>   |
| 行政費用                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制に係る充填設備、充填行為の基準の作成に係る費用が発生する。</li> <li>・申請書類の確認に係る費用が発生する。</li> <li>・報告書類の確認、集計に係る費用が発生する。</li> <li>・基準の遵守状況の確認に係る費用、基準が遵守されていない場合の勧告・命令等に係る費用が発生する。</li> </ul>               |
| その他の費用                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。</li> </ul>   |
| 便益                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種特定製品へのフロン類の充填を行う者について、フロン類を大気中へ排出することなく適正に充填ができる者に限定されることから、フロン類の大気中への排出を抑制し、環境への影響を防止することができる。</li> </ul>   |

想定される代替案

|      |   |   |
|------|---|---|
| 代替案① | 適正な充填を行うための指針を作成し、第一種特定製品へのフロン類の充填を行う者に対し、当該指針に沿った充填を行うよう行政指導を行う。 |   |
|      | 費用  |   |
|      | 遵守費用  | ・指針に従う事業者において指針に適合した充填設備の整備のための費用が発生する。   |
|      | 行政費用  | ・指針の作成、周知の費用が発生する。<br>・行政指導に係る費用が発生する。  |
|      | その他の費用  | ・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。   |
|      | 便 益   | ・指針の遵守は任意であるため、代替案のみでは、第一種特定製品へのフロン類の充填を行う全ての者において、フロン類の大気中への排出を抑制することができるわけではない。 |
| 代替案② |   |   |
|      | 費用  |   |
|      | 遵守費用  |   |
|      | 行政費用  |   |
|      | その他の費用  |   |
|      | 便 益   |   |

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

【費用】

- ・充填業者の遵守費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。
- ・行政費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。
- ・その他の費用については、改正案、代替案1とも費用が発生しない。

【便益】

・第一種特定製品へのフロン類の充填を行うにあたって、現状、代替案1においては、フロン類を大気中へ排出することなく適正な充填を行える業者に必ずしも限定していないことから、充填行為におけるフロン類の漏えいを確実に防止できないが、改正案においては、充填回収業者の登録制度により、フロン類を大気中へ排出することなく適正な充填を行える業者に限定できることから、充填行為におけるフロン類の漏えいを確実に防止することができる。

発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類の排出の抑制が確実に、かつ、費用が比較的少ないかたちで達成されることから、当該規制は適切である。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。

「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会意見具申)(抄)

Ⅱの3の(2)

「<③繰り返し充填の防止>

適正な充填行為を確保するとともに、過度の冷媒漏えいをもたらす機器の整備不良を放置したまま、冷媒を繰り返し充填する等の不適切な取扱いを防止するため、業務用冷凍空調機器の修理の必要性や緊急性などを判断できる一定の知見を有する者が冷媒充填を行うことを確保できるような仕組みを導入する。」

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後に実施予定。

備 考

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案】

|                |   |   |
|----------------|---|---|
| 規制の内容          | フロン類の充填を業として行う者の登録制度の導入   |   |
| 担当部局           | 環境省地球環境局地球温暖化対策課<br>電話番号：03-5521-8329 E-mail：furon@env.go.jp<br>経済産業省製造産業局化学物質管理課<br>電話番号：03-3501-4724 E-mail：gyoumu-ozone@meti.go.jp                               |   |
| 評価実施時期         | 平成25年4月5日（分析対象期間：法律施行後5年）   |   |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <b>【目的】</b><br>第一種特定製品へのフロン類の充填時におけるフロン類の大気中への排出を抑制する。  |   |
|                | <b>【内容】</b><br>第一種特定製品へのフロン類の充填を業として行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならないこととする。なお、充填を業として行う者は、現行法上の第一種フロン類回収業者と同一であることが想定され、第一種フロン類回収業者を、充填及び回収を業として行う第一種フロン類充填回収業とするものである。 |   |
|                | <b>【必要性】</b>  | フロン類の充填が不適切に行われた場合、①適正量を超過した量の充填（過充填）が惹起するフロン類の漏えい、②充填時のフロン類の大気中への排出、③充填したフロン類のうち相当量が大気中に漏えいする蓋然性が高い整備不良な状態である機器へ充填することにより、結果として充填したフロン類が機器から漏えいし、大気中へ排出されること等の問題が生じることから、フロン類の大気中への排出を防ぐため、充填を業として行う者について新たに業規制が必要である。 |
|                | 関連条項  | 第27条～第31条、第33条～第36条、第37条（第2項を除く）、第40条～第49条  |
| 想定される代替案       | 代替案①<br>適正な充填を行うための指針を作成し、第一種特定製品へのフロン類の充填を行う者に対し、当該指針に沿った充填を行うよう行政指導を行う。   |   |
|                | 代替案②  |   |

| 規制の費用       | 費用の要素   | 代替案①の場合   | 代替案②の場合 |
|-------------|---|---|---------|
| (遵守費用)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準に適合した充填設備の整備のための費用が発生する。</li> <li>・申請書類の作成費用が発生する。</li> <li>・報告書類の作成費用が発生する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指針に従う事業者において、指針に適合した充填設備の整備のための費用が発生する。</li> </ul>  |         |
| (行政費用)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制に係る充填設備、充填行為の基準の作成に係る費用が発生する。</li> <li>・申請書類の確認に係る費用が発生する。</li> <li>・報告書類の確認、集計に係る費用が発生する。</li> <li>・基準の遵守状況の確認に係る費用、基準が遵守されていない場合の勧告・命令等に係る費用が発生する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指針の作成、周知の費用が発生する。</li> <li>・行政指導に係る費用が発生する。</li> </ul>                                      |         |
| (その他の社会的費用) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。</li> </ul>   |         |
| 規制の便益       | 便益の要素   | 代替案①の場合   | 代替案②の場合 |
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種特定製品へのフロン類の充填を行う者について、フロン類を大気中へ排出することなく適正に充填ができる者に限定されることから、フロン類の大気中への排出を抑制し、環境への影響を防止することができる。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指針の遵守は任意であるため、代替案のみでは、第一種特定製品へのフロン類の充填を行う全ての者において、フロン類の大気中への排出を抑制することができるわけではない。</li> </ul> |         |

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| <p>政策評価の結果</p> <p>(費用と便益の関係の分析等)</p> | <p><b>【費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・充填業者の遵守費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。</li> <li>・行政費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。</li> <li>・その他の費用については、改正案、代替案1とも費用が発生しない。</li> </ul> <p><b>【便益】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種特定製品へのフロン類の充填を行うにあたって、現状、代替案1においては、フロン類を大気中へ排出することなく適正な充填を行える業者に必ずしも限定していないことから、充填行為におけるフロン類の漏えいを確実に防止できないが、改正案においては、充填回収業者の登録制度により、フロン類を大気中へ排出することなく適正な充填を行える業者に限定できることから、充填行為におけるフロン類の漏えいを確実に防止することができる。</li> </ul> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類の排出の抑制が確実に、かつ、費用が比較的少ないかたちで達成されることから、当該規制は適切である。</p> |
| <p>有識者の見解その他の関連事項</p>                | <p>中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。</p> <p>「今後のフロン類等対策の方向性について」（平成25年3月中央環境審議会意見具申）（抄）</p> <p>Ⅱの3の(2)</p> <p>「&lt;③繰り返し充填の防止&gt;</p> <p>適正な充填行為を確保するとともに、過度の冷媒漏えいをもたらす機器の整備不良を放置したまま、冷媒を繰り返し充填する等の不適切な取扱いを防止するため、業務用冷凍空調機器の修理の必要性や緊急性などを判断できる一定の知見を有する者が冷媒充填を行うことを確保できるような仕組みを導入する。」</p>   |
| <p>レビューを行う時期又は条件</p>                 | <p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>  |
| <p>備考</p>                            |  |